

議案第六号

特別取の取員で非常勤のもの報酬及費用弁償
に関する條例の一部を改正する條例について

特別取の取員で非常勤のもの報酬及費用弁償に関する條例
(昭和三年三朝町条例第八号)の一部を別紙のよりに改正するもの
とする

昭和三十一年一月二十九日提出

三朝町長 坂出雅巳

昭和三十一年一月二十九日原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



特別取の取員で非常勤のものゝの報酬及び費用弁償に關する

條例の一部を改正する條例

特別取の取員で非常勤のものゝの報酬及び費用弁償に關する條例(昭和三十一年)の一部を次のように改正する

別表中「日額五〇〇円以内」とあるを「日額六百円以内」に、「月額三〇〇〇円以内」とあるを「月額五〇〇〇円以内」に改める

附則

この條例は公布の日から施行し、昭和三十七年一月一日から適用する